

こうちふるさと寄附金記念品配送等業務
公募型プロポーザルに関する質疑書に対する回答

	質問	回答
1	県の返礼品について、市町村の返礼品と同じものを取り扱うことはありますか。	あります。ただし、県は返礼割合を低めに設定してあるので、同じ寄附額の返礼品で比べると、市町村の返礼品よりも数量等で劣ることがあります。
2	例えば、記念品配送等業務において経費を低く抑えた場合に、その分をパンフレット作成等業務の経費に回すことは可能ですか。	記念品配送等業務は単価契約であり、寄附額の価格帯毎に見積限度額を設定しています。パンフレット作成等業務は、これとは別に見積限度額を設定しているため、両業務間での経費のやりくりは認められません。
3	記念品パンフレットの配布先はどのようなところですか。	過去に寄附をいただいた方、県人会会員など、高知県に縁のある県外の方を中心に配布しています。令和2年度は新型コロナウイルスの影響で県人会の開催が見送られたことから、新たに高速道路のサービスエリアでも配布をしました。
4	寄附の多くは、ふるさと納税ポータルサイト経由ですか。	そのとおりです。件数ベースでは、寄附の9割から9割5分がふるさと納税ポータルサイト経由です。
5	返礼品の提案にあたり、事業者と返礼品の取り扱いについて調整をしていた場合でも、実際に採用されるかどうかは分からないという理解で良いでしょうか。	提案いただいた返礼品について、県と受託者の調整の結果、変更となる可能性があります。
6	梱包用の箱はオリジナルのものを作成する必要がありますか。	新たに作成することを要件とはしていませんが、例えば、外装に高知家のロゴや、高知城や仁淀川などの観光名所の写真を印刷するなど、寄附者から見て高知県からの返礼品であることが分かるようにしていただきたいと考えています。
7	返礼品の品数を本年度より増やす一方で、パンフレットの仕様書上では、ページ数が本年度と同じです。パンフレットに返礼品全てを掲載するとしたら、仕様書で定められたページ数に収まるでしょうか。	パンフレットに返礼品全てを掲載するのではなく、掲載する返礼品を厳選することを考えています。
8	仕様書にあるパンフレットのページ数を増やすということを提案しても良いでしょうか。	見積限度額に収まる範囲内であれば、ページ数を増やす提案をしていただいてもかまいません。
9	令和4年度、5年度のパンフレットやふるさと納税ポータルサイト掲載情報の切り替えのタイミングはいつを想定していますか。	令和3年度と同様に6月を考えています。
10	定期便については、記念品を送る度に送料がかかりますが、定期便の見積限度額について、通常の記念品の見積限度額と同じになるのでしょうか。	定期便を除く通常の記念品配送等に係る見積限度額は、寄附金額の価格帯に応じた記念品の販売価格ごとに設定していますが、定期便に関してはこれによらず、1回(1月)に送付する記念品の販売価格に応じた見積限度額を適用します。また、この場合において、記念品販売価格の区分は、業務仕様書の2-(1)-①-Aに記載しているとおりとします。 なお、定期便を構成する記念品販売価格の総額は、寄附金額の価格帯ごとに設定する記念品販売価格の範囲内であることが必要となります。 (例) 3万円以上5万円未満の寄附に対して3ヶ月コースの定期便を設定する場合の見積限度額 →記念品の販売価格2,000円相当の見積限度額に3(月数)を乗じた金額